⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である岐阜県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、平成８年９月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成28年10月に、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて任意で環境影響評価の照査を実施したところ、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、連結予定施設である県道岐阜関ヶ原線等に遮音壁を設置すること等により環境基準を満足するとされていることから、当該施設の管理者は本件事業の施行に伴い、当該措置を講ずることとしている。

また、同評価等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるオオサンショウウオ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＡ類として掲載されているハリヨ、絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているコクロオバボタル等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミゾゴイ等、準絶滅危惧として掲載されているチュウサギ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているイシカワモズク、絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているアゼオトギリ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウ、オオイシソウ等、準絶滅危惧として掲載されているカワヂシャ、カキツバタ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは小さい、又は保全措置の実施により、影響が回避若しくは軽減されると予測されている。主な保全措置としては、オオタカについては、営巣が確認されていることから、モニタリング調査を実施し、専門家の指導助言を受け、必要に応じて工事への馴化等の保全措置を講ずることとしている。カワヂシャについては、生育地の一部が改変されることから、専門家の指導助言を受け、移植の保全措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が12箇所存在するが、このうち６箇所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る６箇所についても岐阜県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、既に供用済みである本路線の他の区間と連絡することなどにより、中部圏における広域的な高速交通ネットワークを形成することを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第２級の規格に基づく２車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成元年12月１日に都市計画決定され、平成８年10月４日及び平成12年４月21日に変更決定された都市計画並びに平成８年10月４日に都市計画決定され、平成22年８月27日及び平成23年３月29日に変更決定された都市計画等と、それぞれのり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

なお、本件事業については、４車線の事業として都市計画決定されているところ２車線の事業として施行されるものであるが、都市計画決定された区域の範囲を基本に、移転対象物件数、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行箇所が決定されていることから、適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、岐阜県内外の各都市を結ぶ中部圏における広域的な高速交通ネットワークを早期に整備することにより物流の効率化等を図るとともに、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、岐阜県知事を会長とする東海環状道路建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岐阜県関市役所、山県市役所、岐阜市役所、本巣市役所、瑞穂市役所及び同県安八郡神戸町役場

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地

岐阜県山県市大字西深瀬字八京、字大沢及び字谷之洞並びに大字高木字北洞及び字南洞地内

岐阜県岐阜市大字椿洞字釣瓶落、字尾比利洞、字扇平及び字栩ケ洞、大字彦坂字宮ケ洞及び字善仏、大字石谷字北山、字南山及び字池田、大字城田寺字大平及び字田島、大字交人字境、大学北一丁目、大学北二丁目、大学北三丁目、石谷一丁目、深坂一丁目、大字洞字北山、大字村山字南山、大字御望字竜王、字貴船及び字熊野、御望六丁目、御望五丁目、上西郷一丁目、上西郷二丁目、中西郷七丁目並びに中西郷六丁目地内

岐阜県本巣市三橋字糸貫川通、見延字糸貫川通、字下河原、字河原端、字村前東、字柿元、字市甫、字村前西及び字芝添、随原字高田、早野字村北、字一本松及び字村西、七五三字更屋敷東、字花笠、字西浦、字花の木及び字萱野、上真桑字西境、下真桑字神明及び字高畑、政田字四ノ坪、字若宮、字仙道下、字中川筋、字竹後、字天神前、字米田、字高畑、字溝口、字上市場及び字下河原並びに温井字東川原地内

岐阜県瑞穂市七崎字新町、字東川原道上、字北町及び字一ノ堰西地内

○国土交通省告示第九百二十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年十月十八日

国土交通大臣　石井　啓一